

## 環境保全協定の締結の手続に関する実施細目

施行 平成 15 年 4 月 1 日  
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日  
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この細目は、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号）第 94 条の規定に基づき、環境保全協定（以下「協定」という。）の締結の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定締結申入れの対象者)

第 2 条 市長が、協定の締結を申し入れる対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 工場又は事業場（以下「事業所等」という。）で、次のいずれかに該当する規模の施設の新設又は増設を行おうとする者

ア 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 2 条第 14 号に規定する排水（間接冷却水を除く 1 日当たりの最大の量）が 750 立方メートル以上のもの

イ 設置される全ての指定施設（条例第 2 条第 5 号に規定する施設をいう。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計量が 1 時間当たり 3 キロリットル以上のもの

ウ 敷地面積が 2.5 ヘクタール以上の変電所（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 1 条第 4 号に規定する変電所）及び自然科学研究所

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、同施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 7 条の 2 に規定する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設（第 14 号に掲げる施設を除く。）で、かつ、横浜市環境影響評価条例施行規則（平成 23 年 6 月横浜市規則第 67 号）別表第 1 の 6（廃棄物処理施設の建設）の項の第 2 分類事業の要件の欄の(1)及び(2)に掲げる下限値以上の処理能力の施設並びに同欄の(5)及び(6)に掲げる下限値以上の敷地面積の産業廃棄物処理施設の新設又は増設の事業における施設

オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業で、市街化区域にあっては、15 ヘクタール以上、市街化調整区域にあっては、7.5 ヘクタール以上のレクリエーション施設

(2) 協定未締結の既設事業所等で、かつ、前号に掲げる対象要件以上の施設を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(協定の締結の申入れ及び締結時期)

第 3 条 前条第 1 号に定める事業を実施する者に対する協定締結の申入れは、おおむね事業の計画確定段階で行うものとする。また、協定の締結は、工事着工前までに行うものとする。

2 前条第 2 号に定める者に対する協定締結の申入れは、順次行うものとする。

(協定に定める事項)

第 4 条 協定に定める事項は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 協定の基本理念
- (2) 環境保全対策
- (3) 環境保全に関する組織整備及び技術導入
- (4) 環境保全に関する自主的な取組の推進
- (5) 関連企業の環境保全対策
- (6) 事前協議
- (7) 必要な措置
- (8) 測定及び報告
- (9) 立入調査
- (10) 公開

- (11) 承継
- (12) その他

2 前項第2号に定める環境保全対策の事項は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止対策
- (2) 水質汚濁防止対策
- (3) 交通環境対策
- (4) 騒音・振動・低周波音防止対策
- (5) 悪臭防止対策
- (6) 土壌汚染防止対策
- (7) 地盤沈下防止対策
- (8) 化学物質対策（フロン対策を含む。）
- (9) 遺伝子組換え実験等に伴う排出漏えい防止対策
- (10) 廃棄物対策
- (11) 地球温暖化対策
- (12) 緑化等
- (13) 事故時の措置
- (14) 事後調査
- (15) その他

（事業所等の変更）

第5条 協定を締結している者が名称等を変更する場合は、第1号様式により名称等の変更の届出を行うものとする。

（事業所等の地位承継）

第6条 協定を締結している者からその地位を承継する場合は、第2号様式により地位の承継の届出を行うものとする。

（協定の失効）

第7条 協定を締結している者が協定の対象となっている事業所等を廃止しようとする場合は、事前に第3号様式により廃止計画の届出を行うとともに、市長と協議を行い、双方同意の上、文書にて協定を失効する旨の確認を行うものとする。

## 附 則

（適用除外）

第2条第1号及び第2号に定める協定締結対象要件にかかわらず、次に掲げる事業所等については、適用しない。

- (1) 横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第67条に規定するもの
- (2) 本市が所有又は管理するもの